



～笑って話そう～
笑天かふえ

日野駅のなないろで営業している「笑天かふえ」。今回、カフェを運営されている平尾志津江さん木田順子さんにお話を伺いました。

平尾さんはカフェを開く前、「働き暮らし応援センター」に勤務されていました。センターでは、障がいのある方の就職活動の支援や職場定着に向けた支援などをされていたそうです。

そうした経験から、平尾さんは社会で生き辛さを感じる人たちが立ち寄れる場所が少ないことを地域の課題と考え、みんながほっこりできる場所・のんびりできる空間となるカフェをす



▲木田順子さん(左)、岡雅子さん(中央)、平尾志津江さん(右)

待ってるで〜

ることを決意。今年の5月に「笑天かふえ」をオープンしました。

みんながほっこり出来る場所

「社会で生き辛さを感じる人たちが、福祉の建物はあんまり行きたくないかもしれない。でも地域のカフェは来てくれる。ご飯も食べられるし、ただの居場所、空間やから来てくれる。待ってるで。ここに居るで。というスタンスで店ができたらいいな。支援センターと行政の隙間の応援がこのカフェでできたらいいな」(平尾さん)

カフェの運営は平尾さんと木田さんが中心。お一人は以前か

らの知り合いで、平尾さんの思いに賛同し一緒にすることになったそうです。他にも多くの方が手伝わられており、少しずつ応援は増えているそうです。

一日約50人のお客さんが訪れ、お昼の時間帯などは大盛況です。メニューは、1コインで食べられる日替わり季節ランチ、カレーライス、コーヒーの他、ケーキなどのデザートもあります。

イチオシは愛

店のイチオシについて尋ねると、「イチオシは愛! やつぱりなくみんなに会いたいねん。平尾さんの顔見に来たわ〜って来てくれるのが一番嬉しい。顔見せてくれるだけで嬉しい」(平尾さん) 店の名前には「みんなが平等に天に向かつて笑おうぜ」という思いが込められているそう。「笑天かふえの日はいつペンも雨降ってない。いつも晴れ。びっくりする」(平尾さん)「私らみたいや(笑)」(木田さん)と、キラキラとした笑顔で話してくださいました。

営業日は月3回
(第1木・第3土・第4木曜日)
午前10時〜午後5時

町営住宅入居者募集



【募集期間】平成30年7月23日(月)〜8月24日(金)

【募集団地】

- ・第1内池団地(内池150番地)平成14年度築(木造2階建)3DK1戸
- ・第2内池団地(内池152番地)昭和63年度築(P-C造3階建)3DK2戸
- ・西山団地(豊田205番地20、23)昭和59年度築(P-C造2階建)3DK2戸

【入居資格】持家がなく左記の①〜⑥のすべてが該当する方

- ①日野町内に住所または勤務地があること(概ね3ヶ月以上)。
- ②税金・公共料金・保育料等に滞納がないこと(要完納証明)。
- ③現在同居親族がある、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
- (老年人、身体障害者等の方は単身であっても認められる場合があります)

- ④暴力団員でないこと。
- ⑤1ヶ月あたりの収入が定められた基準以下であること。
- ⑥現に住宅に困窮されている人(左記①〜⑨等に該当する方)。

- (1)本来住宅でない建物に住居している。(2)災害の危険があるような住宅、または衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。(3)他の世帯と同居していて台所等が共同であるため日常生活が著しく不便である。(4)住宅がないため親族と同居できない。(5)住宅が狭い(1人あたり4.5畳以下)。(6)正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。(7)遠距離通勤(片道約90分以上を要する者)。(8)収入と比較して家賃が著しく過大(年間家賃額÷年間所得が2割程)。(9)住宅がないため結婚が延びている。
- 【月額家賃】**入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当
0748-52-6567



日野町空き家・空き地バンクを 利用しませんか？

日野町空き家・空き地情報登録制度(空き家・空き地バンク)は、町内にある空き家や空き地を所有者の方から登録していただき、町のホームページで公開しています。

日野町で移住・定住をお考えの方は是非ご利用ください。

日野町で家を建てたい方必見！

新たに

空き地 が加わりました!!

日野町の空き地バンクに登録されている空き地は、町と協定を結んでいる滋賀県宅地建物取引業協会に所属している宅建業者の仲介のもと、安心して交渉や契約等ができる仕組みとなっております。

理想の一軒家を建てる場所を日野町の空き家・空き地バンクで探してみませんか？

ご利用には登録が必要となります。詳しくは日野町ホームページまたは企画振興課窓口まで。

空き家・空き地を
買いたい、借りたい
方はまずはお気軽
にご相談ください。



日野町HPから
物件をチェック

ご利用の流れ



STEP 1 利用登録申し込み

日野町企画振興課までご相談ください。利用希望者の登録を受け付けます。ホームページからも申込書をダウンロードできます。申込書と誓約書を提出してください。

STEP 2 物件を探す

町のホームページに物件情報を掲載しています。気になる物件があれば、役場の窓口でさらに詳しい情報を提供します。

STEP 3 見学

町に見学希望の物件を申し出てください。

移住者の声



★制度の良かった点は

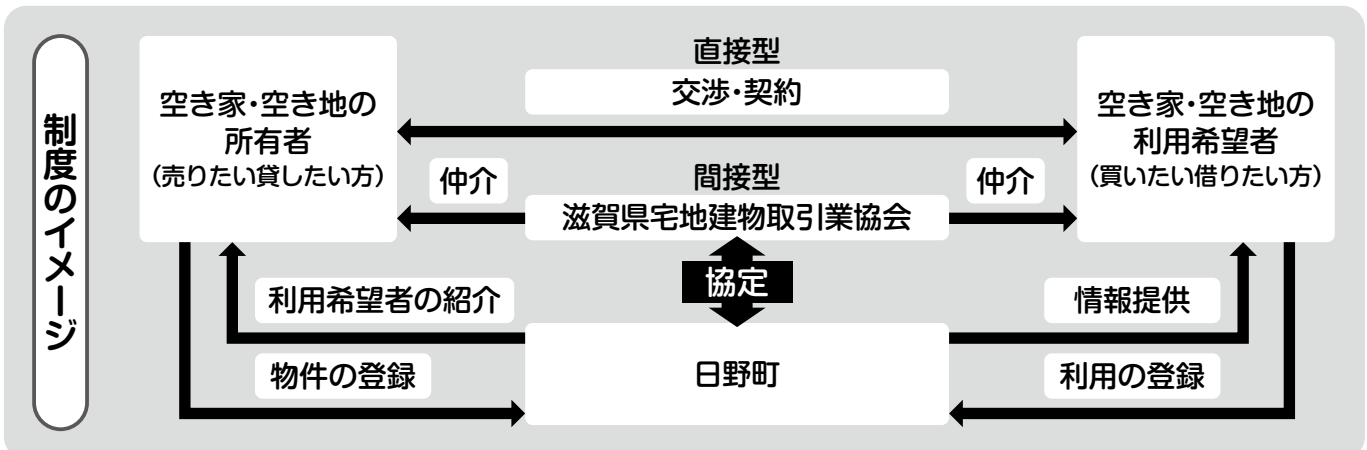
・購入する前に自治会の方とお話することができ、安心して移住することができた。

・自分で空き家を探すことが難しかったが、制度を利用することで見つけやすかった。

★移住して良かった点は

・以前より生活が豊かに感じること。

・自治会等に参加して地域の方と交流するようになり、子ども達にも声をかけてもらえたりすること。
・自然が豊かな環境で子育てができること。



◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552